

3 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規程に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

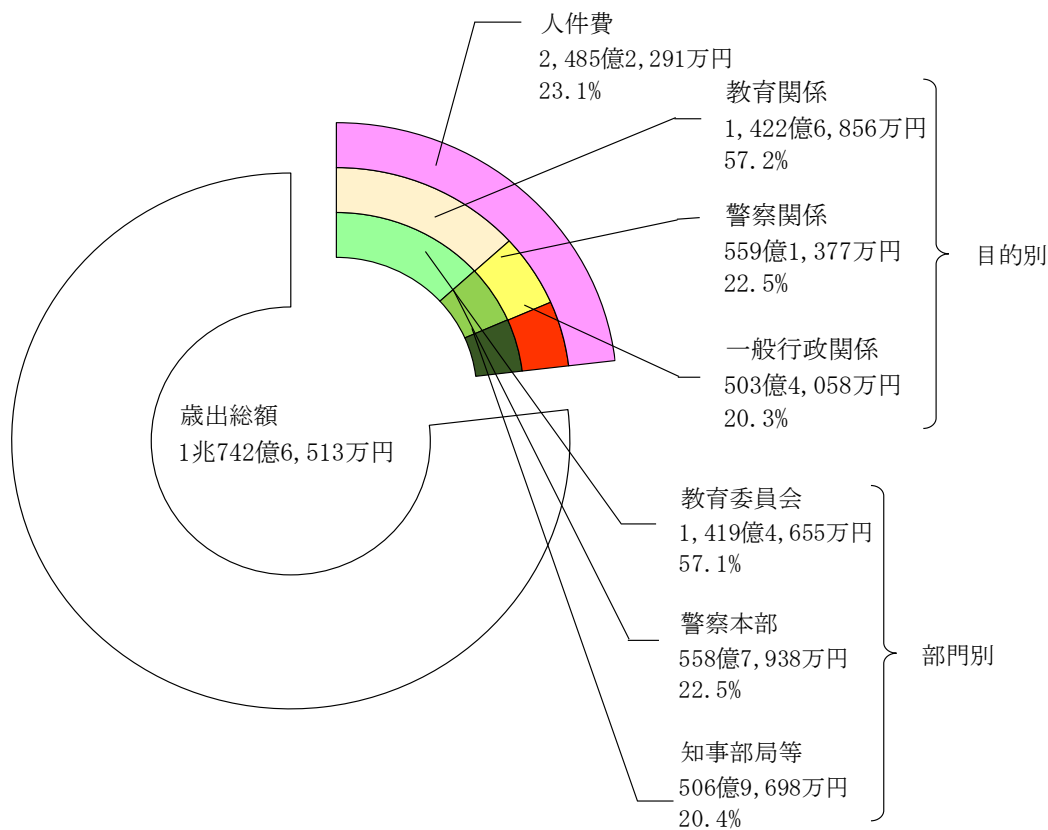
① 人件費の状況（普通会計決算）

令和6年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約 2,485 億円で歳出総額に占める割合は 23.1 パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係 57.2 パーセント、警察関係 22.5 パーセント、一般行政関係 20.3 パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、広島市を除く、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (R7. 1. 1)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B / A)	(参考) 令和5年度 の人件費率
令和6年度	人 2,728,771	千円 1,074,265,129	千円 4,718,491	千円 248,522,911	% 23.1	% 20.8

**歳出総額に占める人件費の割合
(令和6年度普通会計決算)**



① 職員給与費の状況（普通会計決算）

令和6年度決算（普通会計）における給料、職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当など）及び期末・勤勉手当の給与の総額は約 1,801 億円で、職員 1 人当たりの額は約 748 万円となっています。

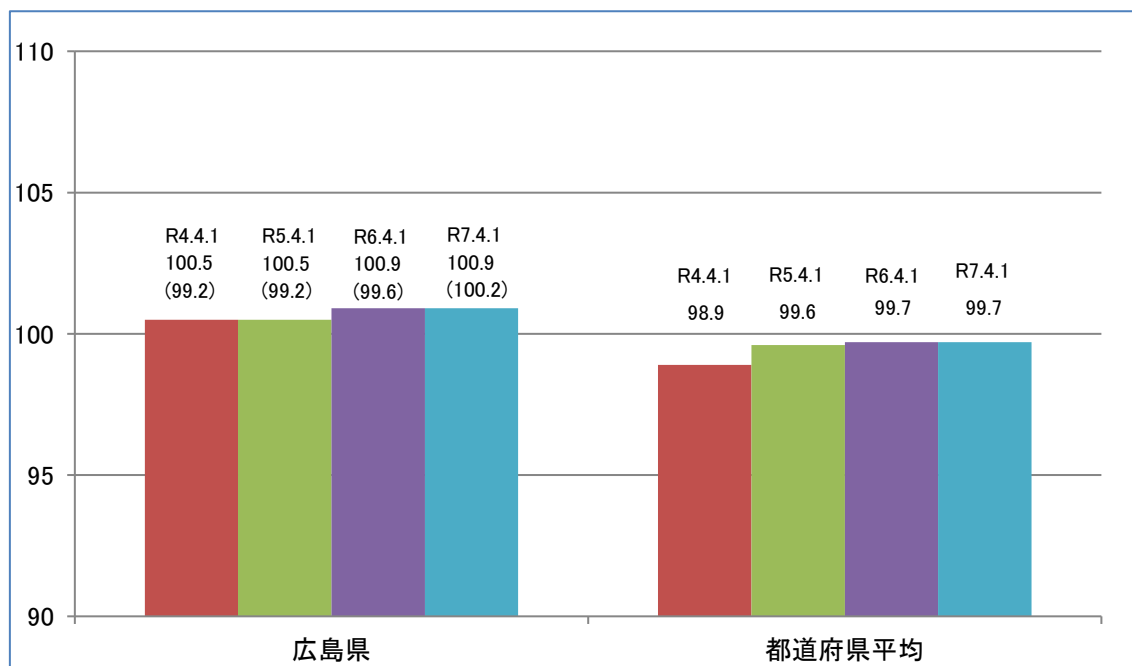
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道府県 平均1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 24,073	千円 109,639,584	千円 23,892,722	千円 46,612,118	千円 180,144,424	千円 7,483	千円 7,115

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和4年から令和7年の4月1日のラスパイレス指数が、100を超えていることについての、理由及び改善の見込み

本県と国とでは学歴別・経験年数別の職員構成比率が異なること等から、ラスパイレス指数が100を超えている。
 給与水準については、地域の民間給与水準との均衡を図るために行われた人事委員会勧告を尊重して決定しており、今後とも人事委員会勧告を尊重しつつ、適切な給与水準となるよう努める。

④ 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の 改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 400,019	円 388,476	円 11,543 (2.97%)	% 2.97	% 2.97	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和 7 年度	月 4. 67	月 4. 60	月 0. 07	月 0. 05	月 4. 65	月 4. 65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

⑤ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

【実施時期】平成 27 年 4 月 1 日

ア 給料表の見直し

(内容) 医療職給料表（一）を除く給料表について、国の見直し内容に準じて引下げ。給料表の改定に伴い、給料月額の下がる職員については、5 年間（令和 2 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

イ 地域手当の見直し

	令和 7 年度の支給割合 (%)
国基準による支給割合	
広島市	9
府中町	5
海田町、坂町、廿日市市 三原市、東広島市	3
上記以外	2
広島県の支給割合	
広島市	7. 0
府中町	6. 0
上記以外	3. 7

(内容)

本県の職員給与の状況、国及び他の都道府県における支給割合の設定状況等を総合的に勘案して見直しを行い、上記のとおり支給している。

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）
職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	43.0歳	337,278円	419,544円	378,982円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
都道府県平均	<u>42.3歳</u>	<u>329,304円</u>	<u>420,139円</u>	<u>372,087円</u>

イ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	43.7歳	377,223円	440,500円	411,538円
都道府県平均	<u>44.6歳</u>	<u>378,535円</u>	<u>442,107円</u>	—

ウ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額 歳 額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	40.2歳	360,709円	414,131円	394,481円
都道府県平均	<u>41.6歳</u>	<u>366,616円</u>	<u>424,360円</u>	—

エ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	39.7歳	351,993円	487,023円	392,971円
国	41.7歳	339,095円	—	399,794円
都道府県平均	<u>39.4歳</u>	<u>345,913円</u>	<u>494,513円</u>	<u>397,690円</u>

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（各県税事務所職員）などを除いたものである。（以下、他の公表項目についても同じ。）

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

② 職員の初任給の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給と比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	228,738円	220,000円
	高 校 卒	197,583円	188,000円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	255,270円	—
	高 校 卒	212,055円	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	255,270円	—
	高 校 卒	212,055円	—
警 察 職	大 学 卒	258,184円	255,200円
	高 校 卒	229,140円	216,400円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の 10 年、20 年、25 年、30 年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	297,807円	368,923円	395,896円	413,618円
	高 校 卒	251,179円	328,092円	371,347円	356,264円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	333,958円	403,617円	427,614円	439,398円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	339,655円	400,527円	420,869円	431,571円
警 察 職	大 学 卒	290,227円	383,916円	412,105円	435,008円
	高 校 卒	289,553円	351,176円	392,807円	416,161円

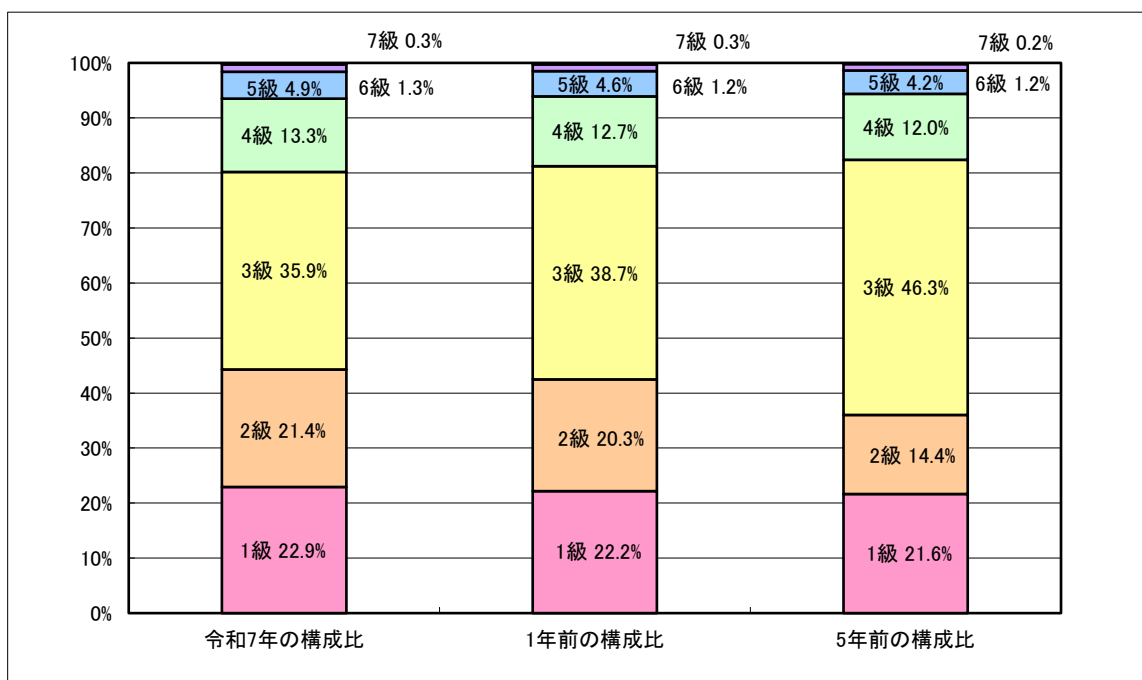
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	局長	14人	0.3%	522,700円	540,790円
6級	部長	68人	1.3%	473,556円	491,646円
5級	課長	255人	4.9%	447,024円	465,114円
4級	参事	695人	13.3%	358,986円	419,788円
3級	主査	1,874人	35.9%	304,716円	398,683円
2級	主任	1,117人	21.4%	268,636円	358,483円
1級	主事	1,192人	22.9%	186,427円	290,143円

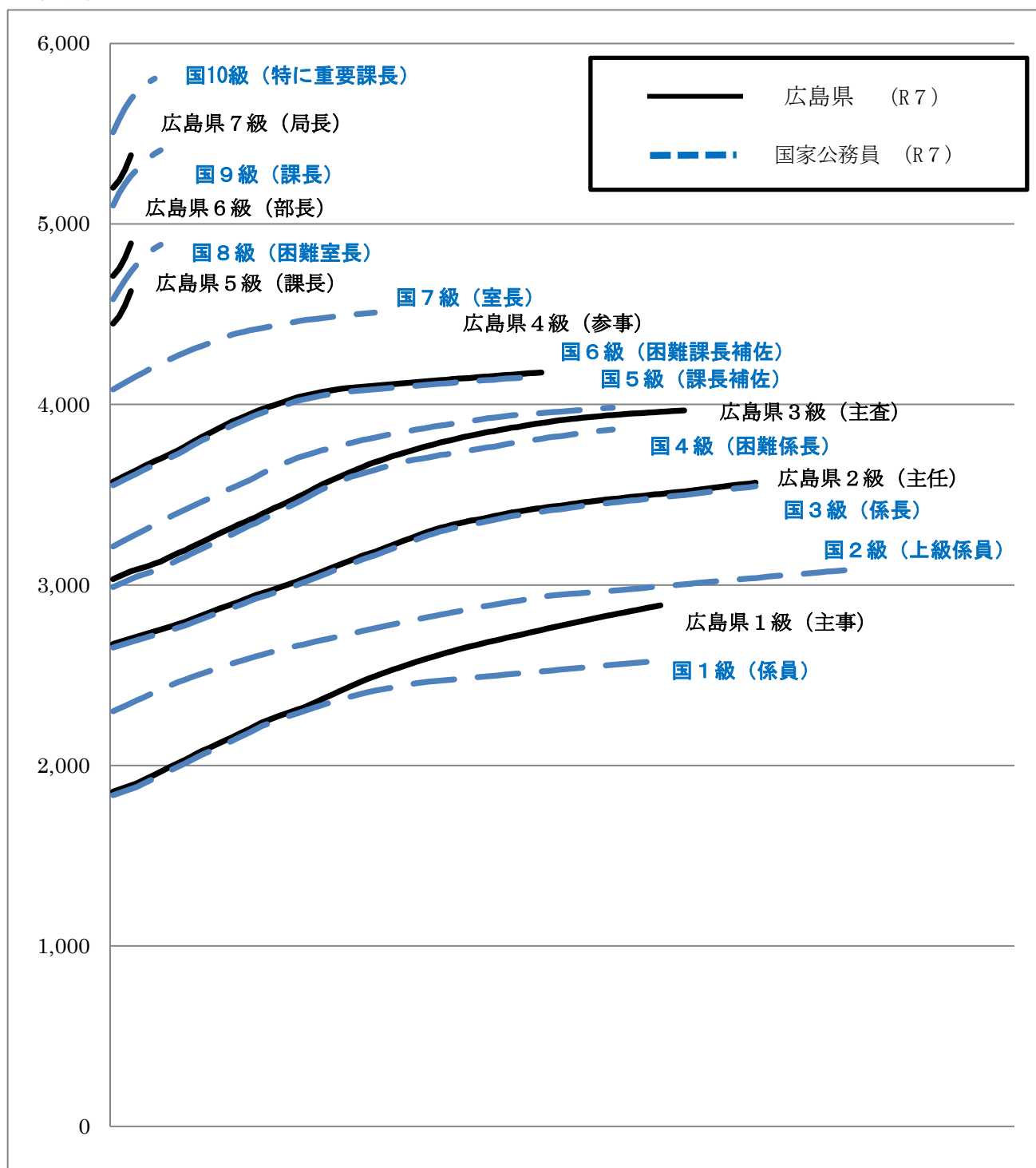
- (注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

（百円）

令和7年4月1日時点



③ 昇給への人事評価の活用状況（広島県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

（４）職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

広島県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,767千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.0月分)	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40月分) (1.0月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（広島県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

② 退職手当（令和7年4月1日現在）

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じるなどして得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年	(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 3%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			定年前早期退職特別措置 3%～45%加算		
1人当たり平均支給額					
	(自己都合)	(応募認定退職・定年)			
	1,546千円	22,164千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定退職・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

③ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（令和 6 年度決算）			4,714,293 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			178,349 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
広島市	7.0 %	3,197 人	9 %
呉市	3.7 %	252 人	2 %
竹原市	3.7 %	23 人	2 %
三原市	3.7 %	157 人	3 %
尾道市	3.7 %	159 人	2 %
福山市	3.7 %	487 人	2 %
府中市	3.7 %	25 人	2 %
三次市	3.7 %	205 人	2 %
庄原市	3.7 %	174 人	2 %
大竹市	3.7 %	20 人	2 %
東広島市	3.7 %	343 人	3 %
廿日市市	3.7 %	144 人	3 %
安芸高田市	3.7 %	19 人	2 %
江田島市	3.7 %	12 人	2 %
府中町	6.0 %	14 人	5 %
海田町	3.7 %	18 人	3 %
熊野町	3.7 %	10 人	2 %
坂町	3.7 %	21 人	3 %
安芸太田町	3.7 %	66 人	2 %
北広島町	3.7 %	16 人	2 %
大崎上島町	3.7 %	16 人	2 %
世羅町	3.7 %	18 人	2 %
神石高原町	3.7 %	10 人	2 %
宮城県仙台市	6.5 %	1 人	7 %
東京都特別区	19.5 %	23 人	20 %
石川県内灘町	1.5 %	1 人	2 %
大阪府大阪市	15.5 %	4 人	16 %
岡山県岡山市	2.5 %	1 人	3 %
上記以外の市町村	0.0 %	9 人	
平均支給率	5.71 %	—	6.33 %
地域手当補正後ラスパイレス指数（R6.4.1） （ラスパイレス指数）			99.6 (100.9)

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

④ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（令和6年度決算）				1,291,294千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）				84,926円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）				54.0%
手当の種類（手当数）				39種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税賦課徴収事務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	49,710千円	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	208千円	最高 760円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	0千円	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	17千円	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	厚生環境事務所等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	6,998千円	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置施設看守作業、捜査作業等に従事したとき	362,850千円	最高 4,600円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事課に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	0千円	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、調査、指導等を行ったとき	112千円	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	16,137千円	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	爆発物取扱作業に従事したとき	63千円	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認、運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における高所で建設、改修工事の監督、検査に従事したとき	9千円	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督、検査に従事したとき	0千円	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において、トンネル坑内で工事の監督、検査に従事したとき	17千円	最高 560円/日
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	ブルドーザ等を道路の建設又は道路交通の維持等のために運転したとき	15千円	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	3,076千円	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間定時制高等学校等を本務とする業務に従事したとき	774千円	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	260千円	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	保健所等に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査等に従事したとき	19千円	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	9,072千円	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	179,142千円	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	1千円	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木建築局等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	2,043千円	650円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	491,679千円	最高 6,400円/日 (特例 12,800円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等従事職員	航空機の操縦、整備等の業務に従事したとき 航空機に搭乗して行う災害時における警戒等の業務に従事したとき	6,314千円	最高 5,100円/時間 最高 1,900円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境県民局等に勤務する職員	大気汚染防止法による事故現場における測定業務等に従事したとき	16千円	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	64千円	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	建設事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	0千円	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内工事監督等従事職員	圧搾空気内で行う工事の監督又は検査に従事したとき	0千円	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園副園長、総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	245千円	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	3,818千円	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成指導に従事したとき	9,904千円	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に作業に従事したとき	64千円	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に従事したとき	6千円	160円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整、指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したとき	131,057千円	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	3,122千円	給料月額3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	6,798千円	最高1,080円/日 (特例20,000円/日)
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	7千円	550円/日
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員	多学年学級を担当する職員が当該学級における授業、指導に従事したとき	7,083千円	最高 350円/日
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校のうち本務として当該中学校の校長等の職にある者、夜間学級における教育に従事する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	0千円	給料月額4%又は6%

(注) 特殊勤務手当については、平成 11 年に大幅な見直しを行い、平成 12 年 4 月 1 日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など 7 手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など 2 手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など 16 手当の手当額を改定した。また、平成 14 年 4 月 1 日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当、平成 19 年 4 月 1 日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など 2 手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績（令和 6 年度決算）	4,764,671千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	419千円
支給実績（令和 5 年度決算）	4,540,579千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	399千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

⑥ その他の手当（令和7年4月1日現在）

支給要件に応じ、次のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [行政職以外の本庁部長級職員] ・子 11,500 円 ・その他 3,500 円 [行政職以外の本庁局長級職員] ・子 11,500 円 [特定管理職員及び特定情報職務従事職員] ・第3子以降の子 6,500 円 [その他の職員] ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・その他 6,500 円 [共通] ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	異なる	国の制度 特定管理職員に対する措置を行っていない	2,459,510千円	243,323円
住居手当	○月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃25,000円以下の場合 家賃の月額－14,000円 (2)家賃25,000円を超える場合 11,000円＋(家賃の月額－25,000円)×1/2 (最高限度額28,000円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額14,000円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の1/2 (最高14,000円) ○特定管理職員及び特定情報職務従事職員には、支給しない。	異なる	国の制度 特定管理職員に対する措置を行っていない	1,987,660千円	281,180円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 150,000円以下の場合 運賃相当額 150,000円超の場合 150,000円 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,100円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～11,000円 ○駐車料金 パークアンドライドの利用に限り、駐車料×1/2（上限3,000円） ※支給限度額150,000円とは別	異なる	国の制度 交通機関150,000円（150,000円以下の場合は運賃相当額） 交通用具 通勤距離に応じ 2,000円～ 31,600円	3,826,978千円	163,931円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
単身赴任手当	○採用又は人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	150,415千円	394,790円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職 最高支給月額：370,400 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用から経過年数に応じて減額。 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：51,600 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：60,000 円 ※採用後 15 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。 ・情報に関する高度な専門的知識を必要とする職 支給月額：50,000 円 ※採用後 10 年以内の期間、定額。	異なる	国の制度 獣医学または情報に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	136,404千円	1,482,652円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の局長 130,000 円 本庁の部長 110,000 円 本庁の課長 85,000 円	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 本省の課長 130,300 円 本省の室長 94,000 円 府県単位機関の部長 72,700 円	1,307,029千円	676,516円
特地勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3 級地 6% 2 級地 4% 1 級地 2% 特地勤務手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3 級地 12% 2 級地 8% 1 級地 4% 特地勤務手当に準ずる手当 6～2%	3,720千円	10,845円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 5級地 12% 4級地 10% 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	22,155千円	171,744円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額額の6% (管理職手当受給職員は4%)	—	—	45,658千円	245,473円
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に支給。 ・給料月額額の6% (定時制通信教育手当受給職員は4%)	—	—	79,103千円	248,752円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額2,000円～8,000円	—	—	825,123千円	57,336円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,400円 ・その他特殊な業務：7,400円 ・恒常的な宿日直：月額22,000円	異なる	国の制度 ・勤務1回につき4,400円 ・その他特殊な業務7,400円 ・恒常的な宿日直月額22,000円	538,912千円	172,121円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ2,000円～18,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ3,000円～18,000円/回	19,159千円	64,292円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同じ	—	463,133千円	107,480円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同じ	—	1,249,328千円	239,243円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
寒 冷 地 手 当	○平成 28 年度から廃止。平成 28 年 3 月 31 日現在、支給を受けている職員で、平成 28 年 4 月以降も廃止前の規定による寒冷地手当の支給を受けることとなる職員には令和 3 年 3 月 31 日までの間、経過措置額を支給。 (平成 27 年度まで) ○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に支給。 ・世帯主である職員 扶養親族のある職員 17,800 円 その他の世帯主である職員 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	異なる	国の制度 指定地域に係る 居住要件なし	—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

知事、副知事、県議会議員には給料、報酬、期末手当、退職手当及び地域手当が次のとおり支給されています。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,389,000円		
	副 知 事	1,091,000円		
報 酬	議 長	1,113,000円		
	副 議 長	964,000円		
	議 員	901,000円		
期 末 手 当	知 事	(令和 7 年度支給割合) 3.45月分		
	副 知 事	(令和 7 年度支給割合) 3.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和 7 年度支給割合) 3.45月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額1,389千円×在職月数×0.534	35,602,848円	任期毎
	副 知 事	給料月額1,091千円×在職月数×0.385	20,161,680円	任期毎
地 域 手 当	知 事 副 知 事	支給率 7.5%		

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 広島県土地造成事業

ア 職員給与費の状況

決算

令和6年度の決算における職員給与費の額は、約7,088万円で、総費用に占める割合は37.1パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 190,935	千円 △120,105	千円 70,884	% 37.1	% 1.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,521千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 9	千円 38,554	千円 9,437	千円 17,858	千円 65,849	千円 7,317	千円 6,688

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (昨年度決算)
広 島 県	44.0 歳	375,206 円	609,711 円
都道府県平均	<u>45.7 歳</u>	<u>356,716 円</u>	<u>(556,084 円)</u>

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		<u>1人当たり平均支給額（令和6年度）</u>	
1,984千円		1,687千円	
(令和6年度支給割合)			
期末手当	期末手当		
2.50月分	2.10月分		
(1.40月分)	(1.00月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算	5～20%		
・管理職加算	5～15%		

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和7年4月1日現在）

広島県			都道府県平均	
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年	<u>1人当たり平均支給額（令和6年度）</u>	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	5,323千円	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特別措置 3%～45%加算				
(退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)				
1人当たり平均支給額		11,837千円		
(自己都合)		3,884千円		
(応募認定退職・定年)		22,441千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～令和6年度に退職した広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業の職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定退職・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,509千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		278,772円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
広島市	6.2 %	9人	10.0 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、令和6年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したものの	0 千円	650 円/日
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 噴火により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第 63 条 1 項の規定に基づき設置された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な火災が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業 豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 その他知事が上記業務に相当すると認める業務	0 千円	巡回監視 710 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 1,080 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	3,271千円
職員1人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	408,863円
支給実績（令和 5 年度決算）	1,459千円
職員1人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	208,467円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [行政職以外の本庁部長級職員] ・子 11,500 円 ・その他 3,500 円 [行政職以外の本庁局長級職員] ・子 11,500 円 [特定管理職員及び特定情報職務従事職員] ・第3子以降の子 6,500 円 [その他の職員] ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・その他 6,500 円 [共通] ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	894千円	298,000円
住居手当	○月額 14,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 25,000 円以下の場合 家賃の月額－14,000 円 (2)家賃 25,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－25,000 円) ×1/2 (最高限度額 28,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 14,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 14,000 円) ○特定管理職員及び特定情報職務従事職員には、支給しない。	同じ	—	336 千円	168,000 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 - 交通機関 150,000 円以下の場合 運賃相当額 150,000 円超の場合 150,000 円 - 交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,100 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～11,000 円 ○駐車料金 パークアンドライドの利用に限り、駐車料×1/2（上限 3,000 円） ※支給限度額150,000円とは別	同じ	—	1,391 千円	154,521 円
単身赴任手当	○採用又は人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 - 基礎額 30,000 円 - 職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 110,000 円 本庁の課長 85,000 円	同じ	—	1,020 千円	1,020,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	16 千円	16,000 円

④ 広島県流域下水道事業

ア 職員給与費の状況

決算

令和6年度の決算における職員給与費の額は、1億2,340万円で、総費用に占める割合は1.3パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 9,485,774	千円 104,069	千円 123,423	% 1.3	% 2.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費105,306千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 23	千円 95,321	千円 21,540	千円 42,038	千円 158,899	千円 6,909	千円 7,007

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (昨年度決算)
広島県	40.3歳	367,277円	588,144円
都道府県平均	<u>44.6歳</u>	<u>374,475円</u>	<u>(574,862円)</u>

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,828千円		1,601千円	
(令和6年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当		
2.50月分	2.10月分		
(1.40月分)	(1.0月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算	5～20%		
・管理職加算	5～15%		

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

広 島 県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年	<u>1人当たり平均支給額（令和6年度）</u>
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	<u>11,716千円</u>
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特別措置 3%～45%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			
1人当たり平均支給額		11,837千円	
(自己都合)		1,787千円	
(応募認定退職・定年)		22,441千円	

- 注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4～令和6年度に退職した広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業の職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定退職・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			6,221千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			289,450円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
広島市	6.2 %	23 人	10.0 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、令和6年度における地域手当の額

(エ) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			1 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 噴火により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第 63 条 1 項の規定に基づき設置された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な火災が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業 豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業 その他知事が上記業務に相当すると認める業務	0 千円	巡回監視 710 円/日 （日没～日出 50/100 加算） 応急作業 1,080 円/日 （日没～日出 50/100 加算）

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	5,699 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	284,942 円
支給実績（令和 5 年度決算）	5,425 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	258,353 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短期間勤務職員を含む。

(カ) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 [行政職以外の本庁部長級職員] ・子 11,500 円 ・その他 3,500 円 [行政職以外の本庁局長級職員] ・子 11,500 円 [特定管理職員及び特定情報職務従事職員] ・第3子以降の子 6,500 円 [その他の職員] ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・その他 6,500 円 [共通] ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	2,989千円	249,042円
住居手当	○月額 14,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 25,000 円以下の場合 家賃の月額－14,000 円 (2)家賃 25,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－25,000 円) ×1/2 (最高限度額 28,000 円) ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 14,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 14,000 円) ○特定管理職員及び特定情報職務従事職員には、支給しない。	同じ	—	1,625千円	232,143円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 150,000 円以下の場合 運賃相当額 150,000 円超の場合 150,000 円 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,100 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～11,000 円 ○駐車料金 パークアンドライドの利用に限り、駐車料 × 1/2 (上限 3,000 円) ※支給限度額 150,000 円とは別	同じ	—	2,966千円	134,813円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
単身赴任手当	○採用又は人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 30,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 8,000 円～70,000 円の加算 (最高 100,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) - 本庁の部長 110,000 円 - 本庁の課長 85,000 円 - 本庁の担当監 50,000 円 - 地方機関の所長 50,000 円～85,000 円 - 地方機関の次長 40,000 円	同じ	—	2,040 千円	1,020,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ 2,000 円～18,000 円/回	同じ	—	0 千円	0 円